

「畜産環境国際シンポジウム」報告

財団法人畜産環境整備機構

当機構では、平成13年1月17日(水)に東京都内「ヤクルトホール」で「畜産環境国際シンポジウム」を開催した。

国内、外からの講師を交え、講演と討論及びその取りまとめという形式のシンポジウムで、全国から畜産関係者約500名の参加があり盛況のうちに終わった。取りまとめを当機構信國副理事長が行ったのでその概要により報告する。

1. はじめに

平成10年11月に海外の法整備の状況等をテーマに第1回目を開催したが、今回は家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の制定を受けて、制度を農家、農村にどのように浸透させるか、海外の例も参考にしながら、現場でどうしたら良いかという目で改めて勉強し、我が国の環境問題への取り組みを強化するための一助にしたいという趣旨で開催した。(写真1)



写真1 主催者挨拶 岩崎理事長

2. EU諸国の環境整備への取り組み

ヨーロッパも日本も畜産がそれぞれ発展する段階で、外部に与える影響や問題が発生するメカニズムは、規模拡大で土地との結びつきの脆弱化あるいは畜産地帯の偏在化が生じているという共通性がある。

しかし、どういう点を重要視し、それにどう対応するかについては、日欧間に微妙にスタンスの違いがあり、特に社会との係りをどう捉え、従ってどういう政策をとるかということについては大きな違いになっている。

まず、ヨーロッパでは、畜産環境問題が飲料水に使われる地下水汚染源として問題化し、その解決策として硝酸塩指令が10年以上前から出された。

これを受け、アジェンダ2000に具体的に示されているように、その基本方針は、農業の競争力を高める一方で、農業のもつ多面的機能を強化しようとするもので、一方で価格を引き下げつつ、一方で直接補償を強化させることである。

この場合であっても汚染者負担という原則は譲れず、農業者が納税者に受け入れられる水準の環境対策を行った場合に初めて公的資金の投入が行われるわけで、地域ごとの農業開発に対して地元の経済、社会、環境といったものと調和させながら開発していこうというものである。

農家の具体的な行動の基準として優良農法規範(Code of Good Farming Practice)を明示し、農

家と国との双方の権利義務を明らかにする契約という形で進め、その結果一定水準以上の目標を達成したものについては、直接的支援を行うというもので、現在、農地の25%、農家の7戸に1戸はその対象である。

また、特に脆弱地帯と称される国、地域は、どういう条件によって脆弱なのかということについて、各国が自ら規制し自らコミットしたということで、各国の自主性による前進を期待し、これをEU全体としてモニタリングしている。将来達成されていない国についてはペナルティを課すことを検討している。

このように、農家は社会と強い緊張関係を持ちながら生産活動を行っているが、社会の方も農村に近親間があり農村に対するイメージ、例えば農村では生物が多様でなければならないという期待がはっきりしており、農村の対応について受け入れる基準が明確である。各国の公害対策状況は、出発点での環境汚染の多少即ち対応の困難さとその改善状況とは必ずしも平行ではなく、むしろそれぞれの国、地域の取り組みの真実さがその結果に現れている。

例えば、リンの投入量がピーク時から40%、窒素も10%の減少量が見込まれ、非常に効果が上がっている例がある一方、徐々にしか効果が上がっていない地域もあるものの、全体としては更に良くなる方向にあることは間違いない。(写真2)

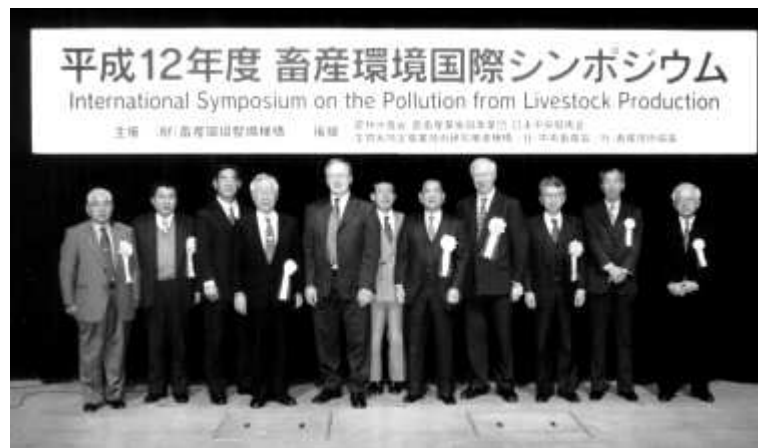


写真2 国内外講師と主催者

3. 我が国における畜産環境の現状と取り組み

日本での畜産農家の環境問題の出発点としては、個別経営に対する悪臭とか水質汚染等のクレームの形で認識されてきた。最近、病原性大腸菌O-157等の衛生問題や地下水の硝酸塩問題から畜産農家は汚染ということが意識化されてきたが、幸いなことに社会的要請があったというよりも、地域の中で、なんとか共存したいという畜産農家の意識の高まりが環境問題への取り組みという形で表されている。

その時期がわが国の農業の変換時期と重なり、農業全体が資源循環型農業の方向に変わり、畜産分野については、家畜排せつ物の適正な管理及び利用の促進に関する法律が制定された。文字通り適正な管理と言うのは施設の整備で、これを計画的に進めるために必要な助成等を行い、また、関連の制度を整備するといった取り組みがなされている。

一方、利用の促進という面からは、畜産農家と耕種農家との連携を強めることでなければ全体としては解決しないという認識である。

そのためには耕種の要望に沿ったたい肥の生産ということが必要である。堆肥の農地への還元については、平均的にみれば、全体として農地は受け入れ可能だが非常に偏在化しているため、流通の問題が出てくるが、堆肥はバルキーであり流通コストが非常に高くつくためできるだけ地域内流通でコストをかけないことを考えていくべきである。

また、従来の考え方からいけば、たい肥化というものが畜産そのものの生産性を高めることには必ずしもつながらないという側面もある。このため、施設等は低コストで、オペレーションは簡単なもので、しかも出来るだけ効率の良いものが処理技術体系として要望されている。

また、日本農業の特質を十分知った上で耕畜連携を進める必要がある。

日本農業は水田を中心とした土地利用であるが、水田を主に考えると環境と農業の関係は、正と負の二面性がある。農業が水系の涵養に正に働く反面、精密化された栽培法のため農家が有機肥料使用に消極的になるという負の影響を与える恐れもある。その基本になる水田で今何が起きているかという、有機質の投入が30年前の1/4に減り、化学肥料の過剰投入により塩基の含有量が増加しているという問題も起きている。これを解決するためには、持続性の高い農業生産方式を導入する必要がある。そういう面での耕畜連携は耕種側からも非常に望まれているところである。

この法律が制定されることにより耕畜連携の基盤が出来たと位置づけられるのではないかと思われる。(写真3)



写真3 会場風景

4. 我が国とEU諸国の取り組みの特徴

日本とヨーロッパの違いとして動物の福祉に対する受け止め方や、日本での耕地当たりの頭数がドイツやフランスとほぼ同じであるにもかかわらず、日本特有の問題が発生しているとの指摘があった。日本では飼養管理方式として中小家畜が無窓化している一方、大家畜は開放型とならざるを得ず、特に悪臭と言う問題が起きており今後相当注意を要する。

たい肥化については日本とヨーロッパで評価が大きく分かれている。ヨーロッパから見るとたい肥化により窒素をアンモニアガスとして放出することで酸性雨での森林の破壊につながっている。また、その作用は弱い地球温暖化にも関係し否定的に捉えられている。これに対し、日本側の受け止め方は、日本は降水量が多く、気温も高く、従って農地の中の有機物はむしろ不足しており、投入する必要がある。堆肥化の過程で生じるアンモニア等については、土壌吸着等で捕捉すればよく、また、日本は、大きくて深い海に取り囲まれているという地理的状況の違いを考えるとそ

という懸念はいらないとの指摘があった。

このように日本とヨーロッパの事情が異なるが、制度を農家にどのように普及するかということについて、デンマーク及び日本の三事例が紹介された。

15年前まではデンマーク農業は生産量の70%をEC市場に依存しており、そこでの競争のため生産性の向上のみを追い求め、化学肥料の過剰投入が行われていた。

15年前海洋汚染の原因が農業にあるとの世論からこれが基本的に変った。今ある姿は15年間の努力の成果といえるが、成果を一言でいえば農家の後向きで消極的、ネガティブな姿勢を、環境に積極的に取り組むポジティブな姿勢に変えたということである。

ただ日本と違って、農業者という像がデンマークでははっきりしていて普及等の事業がやり易いという面もある。それはデンマークで農業者になるにはグリーン サーフティフェイクイトといって専門的な教育を5年間以上受ける必要があるし、土地は所有しなければならない。また、農業を続けるには、家族と一緒に住むことも義務付けられており、このことは多くの場合、農家の中に農業以外の就業者で外部の目を持った人が居るということである。そういう確とした農民像があって、この人達が農民連盟を形成しており、このことが農民連盟とアドバイザーサービスの確固たる関係を続けているもとになっている。

この間の農民の姿勢を大きく変えたのはGFP(Good Farming Practice)を積極的に位置付け、規則を守っているかという看視(インスペクション)とを明確に分け、普及員はインスペクションする側ではなくて農家と一緒にインスペクションを受ける側だという認識が、農家と普及員の気持ちを一緒にしている。

また、いろんな形で農家が受身でなく積極的に政策決定その他に参加できるようになっているのも特徴的である。各農家はそれぞれ小組織に所属し、そこには国、農民連盟双方の提案がフィードバックという形で流されているように、決して上から一方的に情報を流すのではなくパートナーとして位置付けられており、農家が自信をもって発言できるようになっている。

日本については、それぞれの地域でどういう苦労をしながら耕畜連携がどういう形で行われているかについて3つの事例が発表された。それぞれの事例について社会的、地理的条件あるいは農地、農業がどうなっているかというこまかい話があり、日本は各地で文字通り多種多様の農業が、いろんな特徴を持ち、いろんな状況下で行われており、決して他所のものをそのまま受け入れるということでは成立しないということを物語っている。

5. むすび

全事例報告の中で共通に指摘された事項というのは、とりもなおさず大変重要な事項になるが、それらこそ今後の普及・指導の方向性を示していると考えべきである。

第一点は、堆肥を使用する耕種側の姿勢がはっきり見え、堆肥に対しどういう要求をしいるかを畜産側がきちんと認識していること。

第二点は、耕種側がそれを使うことによって、収量の増加あるいは品質の向上、その結果としての経済性の向上といった効果を認識し、これを継続する意思が強いということ。

第三点は、耕畜連携を進める中で、畜産側が非常に柔軟に対応していること。

第四点は、その結果として単なる耕種と畜産というのではなくて、地域全体へのつながりを重視しているということが共通していること。

畜産環境問題を解決するためには、最終的には全農家という現場で取り組み、解決しなければなりませんからいろんな制度を作るということと、それがきちんと農家まで届き、農家側としても積極的に取り組むという姿勢があくまで車の両輪にあたる。そういう面で、このシンポジウムで認識を一つにし、それぞれの状況下で知恵を出すことの重要性が確認できたものと思われる。

わが国における環境法はまだできたばかりで、これをどう実現するかはこのシンポジウムに参加された皆様の双肩に掛かっており、今後積極的な取り組みが期待される。